

審査基準及び標準処理期間整理個表

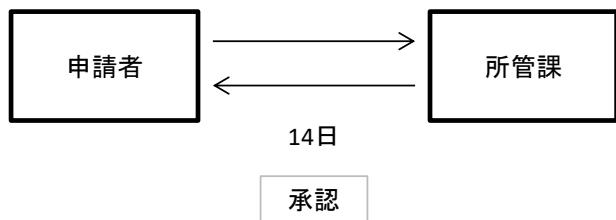
番号 21

処 分 名	決算報告書の承認	
処 分 の 概 要	決算報告書を承認する。	
根 抱 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	
条 項	第49条	
所 管 課	市街地整備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標準処理期間		計 14日
審査基準	未設定	
<p>【根拠法令等】 土地区画整理法 (決算報告) 第四十九条 清算人は、清算事務が終つた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。